

議 案 書

令 和 8 年 9 月

第 4 回 定 例 会

(後 送 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 105	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築主体工事）		1
106	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築電気工事）		3
107	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築給排水工事）		5
108	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市久谷学校給食共同調理場新築空調工事）		7

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称) 松山市久谷学校給食共同調理場新築主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称) 松山市久谷学校給食共同調理場新築主体工事
2. 施工場所 松山市恵原町甲 8 8 7 番地 1
3. 内 容 鉄骨造 2 階建
建築面積 2, 5 5 8. 5 7 m²
延べ面積 3, 1 5 4. 0 7 m²
新築主体工事 1 式
機械室棟新築工事 1 式
屋外整備工事 1 式
4. 請 負 人 松山市清住二丁目 1 0 8 7 番地 1
杉野・富士特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社杉野工務店 代表取締役 佐古 英樹
5. 請負金額 1 2 億 2, 1 0 0 万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 9 6 条第 1 項第 5

号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億８，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和8年9月4日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称)松山市久谷学校給食共同調理場新築電気工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 ((仮称)松山市久谷学校給食共同調理場新築電気工事)

2. 施工場所 松山市恵原町甲887番地1

3. 内 容 鉄骨造 2階建

延べ面積 3,154.07㎡

受変電設備 1式

幹線設備 1式

動力設備 1式

コンセント設備 1式

電灯設備 1式

防災照明設備 1式

弱電設備 1式

放送設備 1式

機械警備設備 1式

自動火災報知設備 1式

発生土処分 1式

4. 請 負 人 松山市畑寺四丁目12番20号

松山電設工業株式会社

代表取締役 村上 誠

5. 請負金額 3億1,882万7,300円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称) 松山市久谷学校給食共同調理場新築給排水工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称) 松山市久谷学校給食共同調理場新築給排水工事
2. 施工場所 松山市恵原町甲 8 8 7 番地 1
3. 内 容 鉄骨造 2 階建
建築面積 2, 5 5 8 . 5 7 m²
延べ面積 3, 1 5 4 . 0 7 m²
給排水設備工事 1 式
4. 請 負 人 松山市谷町甲 7 8 番地 1
重松・勝山特定建設工事共同企業体
代表者 重松兄弟設備株式会社 代表取締役 清水 盛士郎
5. 請負金額 9 億 2, 6 2 0 万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称) 松山市久谷学校給食共同調理場新築空調工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称) 松山市久谷学校給食共同調理場新築空調工事
2. 施工場所 松山市恵原町甲 887 番地 1
3. 内 容 鉄骨造 2 階建
建築面積 2,558.57 m²
延べ面積 3,154.07 m²
空調設備工事 1 式
4. 請 負 人 松山市木屋町二丁目 4 番地 7
有限会社カワハラ
代表取締役 河原 卓
5. 請負金額 1 億 8,182 万 9,998 円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 8,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。